

令和2年4月20日

保護者 各位

福島県立会津工業高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業のお知らせ

令和2年4月17日付けで、福島県教育委員会教育長より、標記の件につきまして、生徒保護者に周知するよう通知がありました。

つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、ご理解のうえ、本校教育にご協力賜りますようお願いいたします。

記

- 1 休業期間 令和2年4月21日（火）～5月6日（水）

※上記期間中は、部活動等は一切禁止となります。

- 2 学習指導に関すること

臨時休業期間中に生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、生徒の状況等も踏まえながら、次の（1）に示すICT等も活用した家庭学習と（2）及び（3）に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、生徒の学習を支援するための必要な措置を講じます。

- (1) 家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やホームページ等を活用した課題の提示等、一斉メール等による教材指示や課題の連絡を行い、適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じます。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう工夫いたします。

その際、生徒の家庭学習が円滑に進むよう、ご家庭のご協力をお願いいたします。

- (2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、生徒等の健康観察を適切に行う観点から、生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。）を適切に設定することも考えられます。その際には、生徒等を分散して登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じます。

- (3) その他の指導の工夫について

登校日以外の日においても、生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する生徒など一部の生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行います。

ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意いたします。

（事務担当 教頭 電話(0242)27-7456）